

薬 剤

防疫用薬剤の使用上、保管上の注意

してはいけないこと

各製剤共通

- ① 薬剤を口や目に入れないこと。
- ② 小分けするときは、食品用の容器や開用の恐れのある容器に入れないこと。

乳剤、水和剤及び懸濁剤

- ① 希釈するときは、水がね返らないようにして均一に攪拌し、手や指で直接かき混ぜるようなことはしないこと。希釈する容器は専用のものとし、他と兼用しないこと。

相談すること

各製剤共通

- ① 万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、吐かせず直ちに医師の診療を受けること。薬剤の使用により頭痛、目や喉の痛み、咳、めまい、吐気、気分が悪くなった場合などには、直ちに使用を中止し、清浄な空気の場所で安静にして、医師の診療を受けること。医師の診療を受ける際には、使用薬剤の名称、成分名、症状、被害状況について出来るだけ詳細に医師へ告げること。

使用に際しての注意

各製剤共通

- ① 使用前に必ずラベルをよく読み、十分理解した上で使用すること。
- ② 定められた効能又は効果に従い、用法及び用量を厳守して使用すること。
- ③ 薬剤によってアレルギー症状やかぶれなどを起こしやすい特異体質の人は、薬剤の処理作業には従事しないこと。
- ④ 病人、特異体質者、妊婦、乳幼児などは、薬剤の影響のない場所に移動させること。
- ⑤ 環境を汚染しないように乱用を避けること。また養殖池、井戸、地下水などを汚染する恐れのある場所、蜜蜂、蚕（桑）、水棲生物などに被害を及ぼす恐れのある場所では使用しないこと。
- ⑥ 食品、食料、飼料、おもちゃ、玩具、衣類、愛玩動物、觀賞魚、植物、貴重品、美術品、楽器、電気製品などはあらかじめ他へ移すか、あるいは格納し、薬剤がかからないようにすること。
- ⑦ 保護具（長袖の作業衣、作業帽、保護メガネ、保護マスク、保護靴、ゴム手袋など）及び使用する機械器具は、あらかじめよく点検整備しておくこと。
- ⑧ 使用に際しては、必要量だけを分取し、その都度使い切ること。
- ⑨ 本剤と他の薬剤とをむやみに混合したり、加熱したりしないこと。
- ⑩ 塗膜面やノラスチック、石材、漆喰、白木などに薬剤が付着した場合は、変色・変形する場合がありますので、覆いなどの処置をして薬剤がかからないようにすること。

油剤及び乳剤

- ① 本剤は引火性があるので、火気のある場所では使用しないこと。また、電気火花が発生しそうなところでは電源を切ってから使用すること。

使用中又は使用後の注意

各製剤共通

- ① 使用に際しては、保護具は必ず着用し、身体の一部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないように注意すること。
- ② 屋内など通気の悪い場所での作業では、十分換気するよう配慮し、処理後は必ず換気すること。
- ③ 薬剤の調製、散布中は喫煙、飲食をしないこと。使用中又は使用後にトイレに行くときは、手や顔をよく洗ってから行くこと。
- ④ 使用後は必ず手や指などを石けんと水でよく洗うこと。また、使用中薬剤が皮膚に付いたときは、直ちに石けんと水でよく洗うこと。万一、薬剤が口、目などに入ったときは、直ちに水でよく洗い流すこと。作業中に大量の薬剤を浴びた場合には、直ちに汚染した衣類を脱ぎ、シャワーを浴びるなどして体に付着した薬剤を洗い落とし、清潔な衣類に着替えること。また、必要に応じて、医師の診療を受けること。
- ⑤ 作業時の衣服は、他の衣服と区別して洗濯し、保護具も洗剤でよく洗うこと。希釈や薬剤処理に用いた機械器具類もよく洗うこと。
- ⑥ 使用済みの空容器などは、石けん水でよく洗い、小児が手に触れないようにするとともに、他に転用しないこと。汚染した器物や洗浄液は作業現場から持ち帰り、河川、湖沼、下水道などの水系や、地下水を汚染する恐れのある場所には捨てないこと。

水和剤及び懸濁剤

- ① 噴霧中は、たびたび液をかき混ぜるか又は振とうさせ、均質な懸濁性を保つこと。

保管上の注意

各製剤共通

- ① 使用後に残った薬剤は、ラベル表示のある元の容器に密封し、他のものと区別して保管すること。
- ② 保管場所は、食品、食料、飼料などと区別し、小児の手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所にする。

その他の注意

各製剤共通

- ① 漏洩した薬剤が井戸、池、河川などの水系に流入した場合には、直ちに警察又は保健所に届け出る。
- ② 使用に際してのご不明な点や事故等があった場合は、販売元へご連絡下さい。

油剤及び乳剤

- ① 漏洩した場合には、次のように処置すること。
 - ① 吸着性の媒体、例えば砂、軽石、ボロ布、オガクズなどに吸着させ、広がりを阻止して回収すること。
 - ② 火災の危険が生じた場合には、すべての火元を止め、火災の誘発を防止する処置を講ずること。
- ② 火災事故の場合には次のように処置すること。
 - ① 火災の拡大を軽減する最大の措置を講ずること。
 - ② 薬剤が燃焼すると有害なガスが発生する恐れがあるので、人を避難させること。

粉剤、粒剤、水和剤及び懸濁剤

- ① 火災事故の場合には次のように処置すること。
 - ① 本剤は燃焼しませんが、火災の際有害なガスが発生する恐れがあるので、人を避難させるなど配慮すること。

ポジティブリスト制度が施行されます

白石 啓悟



「食品衛生法」の一部改正に伴い、平成18年5月29日から、農薬等の残留について現行よりも厳しいポジティブリスト制度が導入されます。

食品に残留する農薬等の残留基準を定め、基準以上に含有する場合は、その食品が出荷できなくなります。具体的には、

- 1) 残留基準が定められている農薬：基準値を超えて残留する食品の流通を禁止
- 2) 残留基準が定められていない農薬：人の健康を損なうおそれがない値として、一律基準（0.01ppm）をもうけ、一律基準を超えて残留する食品の流通を禁止
- 3) 規制対象とならない農薬：人の健康を損なう恐れがないものとして厚生労働大臣が定める65物質と、特定農薬のうち天敵農薬、微生物農薬など、栽培段階で使用され残留しないと考えられるもの

これまでは、残留してはいけない農薬が基準値を上回って残留している時だけ、流通を禁止するというネガティブリスト制であったことと比較すると、かなり厳しいものです。ポジティブリスト制の規制対象物質は、農薬、動物用医薬品、飼料添加物で、規制対象商品は、加工食品を含む全ての食品です。

ポジティブリスト制度は食品中に残留する農薬の問題ですが、PCOは二つの視点から気をつける必要があります。

一つめは、PCOが使用する防疫用殺虫剤は、農薬のうちでも人や動物に安全性の高いものから選んで、医薬品化したもので、ほとんどの成分は農薬と同じということです。もし薬剤が食品工場の製品などを汚染した場合は、基準値を超えてしまうでしょう。このようなことについて、食品工場の品質管理担当者から、問い合わせが増えると考えられます。

二つめは、一律基準の値が0.01ppmという非常に小さな値であるということです。例をあげるなら、0.01ppm（1億分の1）というのは、100tの水（縦10m、横10m、深さ1mのプール）に1mLの殺虫剤を入れることに相当します。薬剤を使用する場合は、細心の注意を払う必要があります。散布した薬剤が直接かかるなどは論外です。微粒子が空間をたどい付着しただけで検出される。そんな量であることを認識する必要があります。具体的に注意することについて述べていきます。

1. 屋外での薬剤散布について

屋外の樹木に対して殺虫作業をする時、散布した殺虫剤が隣の田畑に飛散し、残留農薬として検出されると問題になります。近隣の田畑への薬剤の飛散は、農業においても問題となり、ポジティブリスト制度導入前に、農水省は、農家が互いに農薬の散布量を抑えたり、風向きに気を付けたりするよう呼びかけるパンフレットの配布を実行しています。

樹木散布の作業を依頼された場合は、風の強さ・向きなどに細心の注意を払い、養生などをおこなってから散布して下さい。農薬を使うときはラ

ベル記載に従って、適用作物（植物）や対象害虫に留意すべきです。さもないと無登録農薬使用で罰則の対象になってしまいます。記載事項にしたがって下さい。不安があれば各都道府県窓口相談にいくなど、作業は慎重におこなって下さい。

2. 施設内での薬剤散布について

食品工場で化学的防除をおこなう場合、今まで以上に注意が必要です。

一番大切なことは、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を、用法用量と使用上の注意を厳守して使用することです。

また使用した器具機材はよく洗浄して、前に使用した薬剤が残らないようにして下さい。簡単な洗浄だけでは使用した薬剤が残ってしまいます。残留検査をして施工仕様以外の薬剤が検出されると、大きな問題となります。社内で薬剤の管理のあり方、器具洗浄のおこない方など見直して下さい。

3. 薬剤安全性の説明について

使用している薬剤については、製品安全データシート（MSDS）を準備して、十分に説明できるようにしておいて下さい。

MSDSの「安全データシート」の意味をとり違えて、製品の安全性を示すもののようなイメージをもたれています。実際は、その物質の製造や使用に係わる人が安全に作業するためのものなのです。

使用している薬剤については、MSDSをあらかじめそろえ、内容については社内で勉強会を開くなどして、

質問を受けた時に、答えられなかったり慌てたりしないようにして下さい。

4. IPMでの化学的防除について

食品を取り扱う場所での化学的防除（薬剤散布）は、今後ますます難しくなると思われます。昆虫相調査やモニタリングを実施して、その結果を基に環境的防除、物理的防除を中心に、防除計画を立てることが大切になります。IPMの視点からもインスペクションとモニタリングに注力することが望まれます。

より詳しいモニタリングを実施するために、ライトトラップや通常の粘着トラップだけでなく、フェロモントラップや壁面に取り付ける小バエ用のトラップなど、捕獲目標となる昆虫類の生態にあったトラップの使用が大切です。またその工場の状況にあった昆虫相調査やモニタリングを計画しなければなりません。

環境的防除と物理的防除だけでの害虫管理は、多くの場合困難です。化学的防除は必要です。現在、薬剤の使用については敬遠される方向にあります。大切なことは“まず化学的防除ありき”ではなく、IPMの中の一手法として化学的防除をおこなうことです。

ポジティブリスト制度施行をきっかけに、化学的防除の重要性を再確認して頂き、薬剤の用法・用量、安全性を会社で見直して頂ければと思います。

ナカさんにおまかせ!

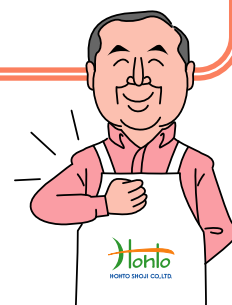
MSDS (製品安全データシート)

皆様が食品工場や大手チェーンの飲食店などで作業をするとき、品質管理の責任者や飲食店の店長から、「MSDSを提出して下さい」と言われることがあると思います。

MSDSとは、Material Safety Data Sheet の略で、「製品安全データシート」と訳します。本来は、その物質の製造や保管、使用など、その物質に係わる人にその物質の性質を知らせ、安全に作業できるようにするためのものです。

しかし、「安全データシート」の意味をとり違えて、製品の安全性を示す証拠と誤解されていることも多く、安全な薬剤を使用している証拠として、MSDSの提出を求められることもあります。

ナイナイプラザでは各薬剤のMSDSを準備しています。MSDS提出の依頼を受けたら、すぐにご連絡をください。その時には、MSDSが必要な①薬剤名と②その商品コードをお知らせ下さい。すぐにFAXまたはコピーを郵送致します。



おすすめの本